

看護師教育ワーキンググループ報告

下線…前回報告から
追加・修正した箇所

看護師教育ワーキンググループは、これまで11回の会議を重ね、看護師の免許取得前に学ぶべき教育内容の充実と方法について検討を行った。以下に検討結果を報告する。

1. 看護師基礎教育の現状と課題

- 入学あるいは入所してくる学生は、全体的に生活体験が少なくなっており、教員は丁寧に関わる必要があるとなっている。一方で、丁寧に関わることで、学生の主体性や自立性を損なっている側面もあり、教員はジレンマを感じている。
- 特に養成所では、社会人を経験した学生も増えてきており、学習状況や生活体験など様々な面で学生間の差が広がっている。そのため、学生のレディネスに合わせるのが難しくなっている。
- カリキュラムが過密で、学生が主体的に思考し計画実行するのが難しくなっている。同様に教員も多忙となっており、学生個々のニーズに合わせた教育ができていない状況もある。
- 前回のカリキュラム改正から、限られた時間の中で学ぶべき知識が多くなっている。知識の獲得ができたとしても、知識を活用する方法がなかなか獲得できない現状がある。
- 実習では、在院日数の短縮化により、3週間を通して同じ受け持ち患者を受け持つのが難しくなっている。また、患者層の変化や患者の権利擁護などにより、対象別・場所別の枠で実習を行うには限界があり、狙いとする体験の機会が確保できない状況である。
- 学生は、新しい実習場に適応するのに一定程度時間がかかる。短い期間の中で、様々な実習場が変わる現状では、学生の能力を発揮するのは困難となっている。
- 実習では、看護過程の展開に重きを置いたりすることで、指導する側が学生が技術等を実践する機会を減らしている側面も見られる。
- 臨地にいるときのみ実習とみなされるため、夕方まで実習場において、終了後に図書館で調べ物をしたり記録を書いたりしている状況である。そのため、実習をこなすことに手一杯となり疲弊し、効果的な学習につながっていない場合もある。

2. 看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標

看護師の免許取得前に学ぶべき内容を検討するために、看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標を検討し、作成した。(表1) 検討の際は、本ワーキンググループで出された現状と課題、看護教育の内容と方法に関する検討会において表明された意見、国際看護師協会の看護師の能力の枠組(2003年、2008年)、文部科学省の看護学教育の在り方に関する検討会報告(平成16年)で示された「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」の枠組みを参考にした。

1) 看護師に求められる実践能力

看護師に求められる実践能力として下記のとおり設定した。

- I ヒューマンケアの基本的な能力
- II 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力
- III 健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかわる実践能力
- IV ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力
- V 専門職者として研鑽し続ける基本能力

2) 卒業時の到達目標

到達目標は、先に出された看護実践能力に合わせて5つの群に分けて設定した。なお、「看護師教育の技術項目の卒業時の到達度」(平成20年2月8日付け医政看発第0208001号厚生労働省医政局看護課長通知)は、II群Gの22「看護援助技術を対象者の状態に合わせて適切に実施する」の具体的内容を示したものとして取り扱う。

(1) I群 ヒューマンケアの基本的な能力

I群では、構成要素を「対象の理解」、「実施する看護についての説明責任」、「倫理的な看護実践」、「援助的関係の形成」とし、看護師が人を相手にケアを実施する際の4つの基本的な能力について、到達目標を設定した。

(2) II群 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力

II群では、構成要素を「アセスメント」、「計画」、「実施」、「評価」とし、看護を計画的に実施する能力としての到達目標を設定した。

(3) III群 健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかわる実践能力

III群では、構成要素を「健康の保持・増進、疾病の予防」、「急激な健康状態の変化にある対象への看護」、「慢性的な変化にある対象への看護」、「終末期にある対象への看護」とし、健康レベル別に到達目標を設定した。

(4) IV群 ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力

IV群では、「看護専門職の役割」、「看護チームにおける委譲と責務」、「安全なケア環境の確保」、「保健・医療・福祉チームにおける多職種との協働」、「保健・医療・福祉システムにおける看護の役割」とし、ケアを提供する環境と協働について到達目標を設定した。

(5) V群 専門職者として研鑽し続ける基本能力

V群では、「継続的な学習」、「看護の質の改善に向けた活動」とし、卒業後も専門職として働き続けるにあたっての基本的な能力について到達目標を設定した。

3. 実践能力を育成するための教育内容と教育方法

作成した到達目標に示されるような実践能力を育成するための教育内容と教育方法について検討した。

1) 看護師養成機関内における教育内容と教育方法

(1) 講義・演習・実習の効果的な組み合わせ

- 専門基礎分野と専門分野をつなぐように科目や教育方法を検討し、専門基礎分野を看護に応用できるようにする。例えば、人体の構造と機能や病態等の専門基礎科目を看護教員が教えることで学生の理解が進んだとの報告がある。また、専門基礎の教員と看護の教員が一つの科目を担当して教授するなど分野を横断した教育体制を図ることも必要である。
- 知識と実践を統合するために、授業科目毎に講義して実習を行うことを繰り返し、知識と実践を効率的に統合させる。
- 技術については、実習前に学内でシミュレーション等を行い、実習に向けてできるだけ準備しておく。特に侵襲性の高い技術は、安全確保のためにもモデル人形等を用いて演習を行う。
- 実習で経験できない内容（技術など）は、シミュレーション等により学内での演習で補完する。
- 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）の別表で規定されている教育内容毎の講義・実習だけでなく、横断的に科目を設定したり、指定規則の教育内容毎の単位数にとらわれず単位を設定したりすることで、教育効果をあげる。特に実習においては、実習施設や対象者の特性に合わせて横断的に実習を組み合わせることにより、教育内容が変わる度に実習施設が変わることや実習施設の確保等の課題が解消され、実習期間を有効に活用することが可能である。
- 各領域・各分野での重なりがあるような内容は、養成所全体で定期的に見直すことで、効果的効率的に教育を行う。

(2) 効果的な講義・演習方法

- 演習・実習を含め体験する機会を多くし、体験の後には必ず振り返りを行い、振り返りを行うことで分析力、統合力を身につけるようにする。
- 学内での教育では、学生の興味関心が高い実践の事例を用い、専門分野以外でも看護に役立つ内容であることを意識できるよう教授する。
- 認定看護師や専門看護師など、モデルになるような看護職と関われるよう講義や演習を設定し、学生の動機付けにつなげる。
- 演習の際には、臨床から専門家を招いて指導を行ってもらおう。このことにより、最新の技術を学ぶことができるとともに、実習の際に顔見知りの指導者がいることで実習に取り組みやすくする。
- シミュレーターは、技術の獲得においては効果的である一方で、コミュニケーション能力を伸ばすには限界がある。模擬患者を利用するなど、補完する教育方法を組み合わせる。

(3) その他

- 高額なシミュレーター等の機器は、複数の養成機関や病院間などで共有するなどして、機器を保有しない養成機関も演習できるよう、実践能力向上のために地域で効果的に活用する方法もある。

2) 効果的な実習のあり方

- 実習では、到達目標を達成させるために、実習場でしかできないことは体験できるよう積極的に調整し、その後の振り返りを充実させることが重要である。
- 学生の体験する内容が多様であるため、日々の学生の実践能力の習得状況を確認する。習得状況に合わせて関わることで、学生の自立促進を図ることができる。
- 実習を円滑に行うには、実習前のオリエンテーションや技術の演習は必須である。また実践能力の育成のためには、実践と思考の連動を図ることが重要である。そのためには、実習中あるいは実習後の振り返りを行うことが必要である。これらのエビデンスを確認するための文献検討や患者に実施する前に患者に合わせた技術を提供するための自己学習など、実習に関連する学習時間を確保することが実習効果を最大限上げるためにも必要である。こうした実習効果を高めるための教授学習活動のための時間は、例えば実習の総時間の2割以内であれば、臨地で学習する狙いを損なわない範囲で実習の時間とすることも可能である。
- 実習毎に実習場が変わる弊害を解決するためには、一つの実習場で時間をかけて到達目標に達するように実習を行うことも効果的である。
- 実習で学ぶべき対象者の健康レベル、特性、看護実践の場を実習施設の特性に合わせ、組み合わせながら弾力的な枠組で実習を行う。その際には、体験した内容や獲得した能力を記載したもの（ポートフォリオなど）を活用し、学生がどのような対象者でどのような学びをしたかを把握する。
- 実習施設に学生が活用できる図書を置くことなど、学習するための環境を整える必要がある。

3) 学生の実践能力向上のための教育体制

(1) 教員の教育実践能力の確保

- 教員は、振り返りにおいて学生の体験等を教材化する能力が必要である。また個々の学生の振り返りに関われるだけの教員数が必要である。
- 教育の質を高めるためには、教員が自己の教育方法を常に見直すことが必要である。また養成機関においては、教育方法の見直しについて、組織的かつ定期的に取り組めるような仕組みが必要である。

(2) 実習指導者と教員の役割分担と連携

- 実習指導者及び教員の合同会議を開催するなど、双方で情報共有等を行い、効果的な指導を行う。
- 教員と実習指導者がそれぞれの役割を果たすためには、両者が揃った体制で実習を行うべきである。その際は、教員と実習指導者が、学生の進捗状況を共有し適切に分担していくことが必要である。また、両者が揃う体制を維持するためには、教員と実習指導者ともに現在以上の人数の確保が必要である。
- 実践能力の育成のためには、学生が体験したことを適時に振り返ることが必要である。そのためにも、最低でも教員あるいは実習指導者いずれかが直接指導できるよう指導体制を

整えることが必要である。

- 実習指導教員※₁については、現在特に要件が規定されていないが、効果的に学生が学習するためには、臨床経験5年以上、あるいは実習指導者の役割を果たすための研修を受けることが望ましい。
- 実習指導教員の確保については、雇用形態を工夫し、臨床現場から離れたばかりの子育て中の看護師や定年退職後の看護師などを活用することによって、看護実践能力を求める養成所側と時間を有効に使いたい看護師とのニーズに合い、うまくいっている例もある。さらに、子育てを終えた後に、専任教員として着任する場合もある。
- 厚生労働省が認定している実習指導者講習会※₂を受講することにより実習指導者の指導能力等が向上しているように、実習指導者講習会の受講効果が高いことが示されている。しかし、訪問看護ステーションや人員に余裕のない現場から、長期間講習に出すのは厳しい状況である。開催期間や開催方法について現場からでも受講しやすい工夫が必要である。

※1 実習指導教員…厚生労働省が「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」（平成13年1月5日付け健政発第5号厚生省健康政策局長通知）で定める教員で、「実習施設で学生の指導に当たる看護職員を実習指導教員として確保することが望ましいこと。」と規定している。

※2 実習指導者講習会…厚生労働省は、指導要領にて、「実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。」と規定しており、この「必要な研修」を「看護師等養成所の運営に関する手引きについて」（平成13年1月5日付け健政看発第1号厚生省健康政策局看護課長通知）において、実習指導者講習会と示している。

4. 「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の改正（案）

- 上述した検討を踏まえ、「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」別表3の「教育の基本的考え方」と「留意点」の改正へ反映した。（表2）
- 「教育の基本的考え方」については、「看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標（案）」で出された内容に対応して設定した。1）と2）に対応するものとしてI群を、3）にはII群、4）にはIII群、5）はIV群、6）はV群に対応させた。
- 「留意点」については、専門分野IIにて、横断的に科目を設定した場合にも対応できるよう、「各看護学においては、看護の対象及び目的の理解」を削除し、「講義、演習、実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする」、「健康の保持増進、疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする」と変更した。また、作成した到達目標にて対象者を健康状態で表したことに合わせると同時に、成長発達段階の理解も継続することを示すために、「成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び様々な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする」と追加した。成人看護学、老年看護学、精神看護学に記載されていた留意点については、現在普及が図られているものとして削除した。

○近年、地域における医療提供については、在宅だけでなく老人保健施設、特別養護老人ホーム、グループホームなど様々な場に広がり、これらの場所で最期を迎えたりするなど、医療サービスや医療提供の場が変化している。これらの変化に対応できるように、統合分野の在宅看護論では、在宅に限定せず多様な場での療養生活に対応した教育内容が展開できるよう、「在宅」として場所を示した箇所を「地域」に変更した。

5. 教育年限にとらわれない看護師教育で学ぶべき内容

検討会での検討課題「教育年限にとらわれない看護師教育で学ぶべき内容は何か」を受け、本ワーキンググループでは、上述した看護師の免許取得前に学ぶべき教育内容と教育方法を踏まえ、教育年限にとらわれない看護師教育で学ぶべき内容について検討した。なお、ここでいう「教育年限にとらわれない」とは、現行の修業年限3年以上に1年程度加えた年数を想定している。

1) 修業年限に関連した現状

○前回のカリキュラム改正時、修業年限は変わらないまま単位数は増加しているため、3年間は過密なカリキュラムとなっており、社会の要請に応える看護師を養成しようとしても困難な状況になっている。

○近年、養成所では、大学を卒業した社会人の入学生も増えており、学生が2極化してきている。基礎学力が低下している学生に合わせて教育を行うと、大学を卒業し社会人を経験した学生にとって抵抗がある。両者のギャップが大きい中、同じ教育内容を同じ期間で同じ到達度まで持っていくには限界がある。

2) 教育年限にとらわれない場合の教育内容

○現在の学生の状況から考えると、看護師教育のスタートラインにおいて基礎的な学力を高め、看護師教育の内容を十分に理解できるようにすることが必要である。

○このため、現行の看護師教育の教育内容と単位数を国家試験受験資格としつつ、教育の内容を拡充して看護師教育を行うことも考えられる。

○教育年限にとらわれない場合の教育内容の拡充の方向性はいくつか考えられる。

①養成所が設置されている地域の特性を踏まえた教育内容

②免許取得前に必要な教育内容に加え、養成所がさらに充実させたい教育内容

③いわゆる初年次教育としての読解能力や数的処理能力、論理的能力を高めるための教育内容や、人間のとらえ方やものの見方を涵養するための教養教育

○いずれにしても、各養成所が自らの教育理念や学生の状況に応じて選択できる形で、①から③を複数選択し、組み合わせることで教育を充実させることを可能とする。

【到達目標作成に参考にした文献】

International Council of Nurses (2008). Nursing Care Continuum Framework and Competencies.

国際看護師協会（ICN）（2003）／日本看護協会（2006）. ジェネラリスト・ナースの国際能力基準フレームワーク. インターナショナルナーシングレビュー29(3), pp. 109-119.

文部科学省（2004）. 看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標. 看護学教育の在り方に関する検討会報告.

看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標(案)

※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う

| 看護師の実践能力 | 構成要素 | 卒業時の到達目標 | |
|------------------------------|-----------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| | I 群 ヒューマンケアの基本的な能力 | A 対象の理解 | 1 |
| 2 | | | 人の誕生から死までの生涯各期の成長、発達、加齢の特徴を理解する |
| 3 | | | 対象者を身体的、心理的、社会的、文化的側面から理解する |
| B 実施する看護についての説明責任 | | 4 | 実施する看護の根拠・目的・方法について相手に分かるように説明する |
| | | 5 | 自らの役割の範囲を認識し説明する |
| | | 6 | 自らの現在の能力を超えると判断する場合は、適切な人に助言を求める |
| C 倫理的な看護実践 | | 7 | 対象者のプライバシーや個人情報を保護する |
| | | 8 | 対象者の価値観、生活習慣、慣習、信条などを尊重する |
| | | 9 | 対象者の尊厳や人権を守り、擁護的立場で行動することの重要性を理解する |
| | | 10 | 対象者の選択権、自己決定を尊重する |
| | | 11 | 組織の倫理規定、行動規範に従って行動する |
| D 援助的関係の形成 | | 12 | 対象者と自分の境界を尊重しながら援助的関係を維持する |
| | | 13 | 対人技法を用いて、対象者と援助的なコミュニケーションをとる |
| | | 14 | 対象者に必要な情報を対象に合わせた方法で提供する |
| | | 15 | 対象者からの質問・要請に誠実に対応する |
| II 群 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力 | E アセスメント | 16 | 健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を収集する |
| | | 17 | 情報を整理し、分析・解釈・統合し、課題を抽出する |
| | F 計画 | 18 | 対象者及びチームメンバーと協力しながら実施可能な看護計画を立案する |
| | | 19 | 根拠に基づいた個別的な看護を計画する |
| | G 実施 | 20 | 計画した看護を対象者の反応を捉えながら実施する |
| | | 21 | 計画した看護を安全・安楽・自立に留意し実施する |
| | | 22 | 看護援助技術を対象者の状態に合わせて適切に実施する |
| | | 23 | 予測しない状況の変化について指導者又はスタッフに報告する |
| | | 24 | 実施した看護と対象者の反応を記録する |
| | H 評価 | 25 | 予測した成果と照らし合わせて実施した看護の結果を評価する |
| 26 | | 評価に基づいて計画の修正をする | |
| I 健康の保持・増進、疾病の予防 | 27 | 生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の役割を理解する | |
| | 28 | 環境の変化が健康に及ぼす影響と予防策について理解する | |
| | 29 | 健康増進と健康教育のために必要な資源を理解する | |
| | 30 | 対象に合わせて必要な保健指導を実施する | |
| | 31 | 妊娠、出産、育児に関わる援助の方法を理解する | |

| | | | | |
|--|------------------------------------|-----------------------------|--|--|
| <p>Ⅲ群 健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかわる実践能力</p> | <p>J 急激な健康状態の変化にある対象への看護</p> | 32 | 急激な変化状態(周手術期や急激な病状の変化、救命処置を必要としている等)にある人の病態と治療について理解する | |
| | | 33 | 急激な変化状態にある人に治療が及ぼす影響について理解する | |
| | | 34 | 対象者の健康状態や治療を踏まえ、看護の優先順位を理解する | |
| | | 35 | 状態の急激な変化に備え、基本的な救急救命処置の方法を理解する | |
| | | 36 | 状態の変化に対処することを理解し、症状の変化について迅速に報告する | |
| | | 37 | 合併症予防の療養生活を支援をする | |
| | | 38 | 日常生活の自立に向けたリハビリテーションを支援する | |
| | | 39 | 対象者の心理を理解し、状況を受けとめられるように支援する | |
| | | <p>K 慢性的な変化にある対象への看護</p> | 40 | 慢性的経過をたどる人の病態と治療について理解する |
| | 41 | | 慢性的経過をたどる人に治療が及ぼす影響について理解する | |
| | 42 | | 対象者及び家族が健康障害を受容していく過程を支援する | |
| | 43 | | 必要な治療計画を生活の中に取り入れられるよう支援する(患者教育) | |
| | 44 | | 必要な治療を継続できるようなソーシャルサポートについて理解する | |
| | 45 | | 急性増悪の予防に向けて継続的に観察する | |
| | 46 | | 慢性的な健康障害を有しながらの生活の質(QOL)向上に向けて支援する | |
| | <p>L 終末期にある対象への看護</p> | 47 | 死の受容過程を理解し、その人らしく過ごせる支援方法を理解する | |
| | | 48 | 終末期にある人の治療と苦痛を理解し、緩和方法を理解する | |
| | | 49 | 看取りをする家族をチームで支援することの重要性を理解する | |
| | <p>Ⅳ群 ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力</p> | <p>M 看護専門職の役割</p> | 50 | 看護職の役割と機能を理解する |
| | | | 51 | 看護師としての自らの役割と機能を理解する |
| | | <p>N 看護チームにおける委譲と責務</p> | 52 | 看護師は法的範囲に従って仕事を他者(看護補助者等)に委任することを理解する |
| | | | 53 | 看護師が委任した仕事について様々な側面から他者を支援することを理解する |
| | | | 54 | 仕事を部分的に他者に委任する場合においても、自らに説明義務や責任があることを理解する |
| | | <p>O 安全なケア環境の確保</p> | 55 | 医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について理解する |
| | | | 56 | リスク・マネジメントの方法について理解する |
| | | | 57 | 治療薬の安全な管理について理解する |
| | | | 58 | 感染防止の手順を遵守する |
| 59 | | | 関係法規及び各種ガイドラインに従って行動する | |
| <p>P 保健・医療・福祉チームにおける多職種との協働</p> | | 60 | 保健・医療・福祉チームにおける看護及び他職種の機能・役割を理解する | |
| | | 61 | 対象者をとりまく保健・医療・福祉従事者間の協働の必要性について理解する | |
| | | 62 | 対象者をとりまくチームメンバー間で報告・連絡・相談等を行う | |
| | | 63 | 対象者に関するケアについての意思決定は、チームメンバーとともに行う | |
| | | 64 | チームメンバーとともに、ケアを評価し、再検討する | |
| <p>Q 保健・医療・福祉システムにおける看護の役割</p> | | 65 | 看護を実践する場における組織の機能と役割について理解する | |
| | | 66 | 保健・医療・福祉システムと看護の役割を理解する | |
| | | 67 | 国際的観点から医療・看護の役割を理解する | |
| | | 68 | 保健・医療・福祉の動向と課題を理解する | |
| | 69 | 様々な場における保健・医療・福祉の連携について理解する | | |

| | | | |
|-----------------------------|-----------------|----|--------------------------------------|
| V群 専門職者として研鑽し 続ける基本能力 | R 継続的な学習 | 70 | 看護実践における自らの課題に取り組むことの重要性を理解する |
| | | 71 | 継続的に自分の能力の維持・向上に努める |
| | S 看護の質の改善に向けた活動 | 72 | 看護の質の向上に向けて看護師として専門性を発展させていく重要性を理解する |
| | | 73 | 看護実践に研究成果を活用することの重要性を理解する |

看護師等養成所の運営に関する指導要領について 改正(案)

(平一三・一・五 健政発 五)(最終改正 平二一・二・一九)

別表3 看護師教育の基本的考え方、留意点等

下線…変更箇所

| 教育の基本的考え方 |
|---|
| 1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う。 |
| 2) 看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。 |
| 3) 科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。 |
| 4) 健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。 |
| 5) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。 |
| 6) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。 |

| | 教育内容 | 単位数 | 留意点 |
|--------|---------------------------|------|---|
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解 | } 13 | 「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。 |
| | 小 計 | | |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 | } 15 | 人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。 演習を強化した内容とする。 |
| | 健康支援と社会保障制度 | | |
| | 小 計 | 21 | |

| | | | |
|------------------------|---------------|--------|--|
| 専 門 分 野 I | 基礎看護学 | 10 | <p>専門分野 I では、各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化した内容とする。</p> <p>コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。</p> <p>事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。</p> <p>看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う内容とする。</p> |
| | 臨地実習 基礎看護学 | 3 3 | |
| | 小 計 | 13 | |
| 専 門 分 野 II | | | <p><u>講義、演習、実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。</u></p> <p><u>健康の保持増進、疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。</u></p> <p><u>成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び様々な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。</u></p> |
| | 成人看護学 | 6 | |
| | 老年看護学 | 4 | |
| | 小児看護学 | 4 | |
| | 母性看護学 | 4 | |
| | 精神看護学 | 4 | |
| | 臨地実習 | 16 | <p>知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う<u>実習</u>とする。</p> <p>チームの一員としての役割を学ぶ<u>実習</u>とする。</p> <p>保健医療福祉分野との連携、協働を通して、看護を<u>実践する実習</u>とする。</p> |
| | 成人看護学 | 6 | |
| | 老年看護学 | 4 | |
| | 小児看護学 | 2 | |
| 母性看護学 | 2 | | |
| 精神看護学 | 2 | | |
| 小 計 | 38 | | |

| | | | |
|------|----------|----|---|
| 統合分野 | 在宅看護論 | 4 | 在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し <u>地域</u> での看護の基礎を学ぶ内容とする。 <u>地域</u> で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 <u>地域</u> での終末期看護に関する内容も含むものとする。 |
| | 看護の統合と実践 | 4 | チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。 |
| | 臨地実習 | 4 | |
| | 在宅看護論 | 2 | 訪問看護に加え、 <u>地域における</u> 多様な場で実習を行うことが望ましい。 |
| | 看護の統合と実践 | 2 | 専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習を行う。 複数の患者を受け持つ実習を行う。 一勤務帯を通した実習を行う。 夜間の実習を行うことが望ましい。 |
| | 小計 | 12 | |
| | 総計 | 97 | 3,000 時間以上の講義・実習等を行うものとする。 |